

秋田県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	398号	雄勝郡羽後町上到米字唐松187番地先から字堂尻37番地先まで

2 供用開始の期日 令和7年8月6日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和7年7月25日（金）から同年8月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）